

Children's Rainbow Center Newsletter

Rainbow Times

このたびの東日本大震災により亡くなられた方々に心からり悔やみを申し上げ、被災された方々に謹んでお見舞い申し上げます。被災された方々のご健康を心よりお祈り申し上げます。

前号に続き・・・平成 23 年度研修をご紹介します。

地域虐待対応合同アドバンス研修

センターでは、地域に向いて、市区町村の虐待対応等を中心とした「地域虐待対応合同アドバンス研修」を行っています。この研修は、主に児相・市区町村の方を対象に、要保護児童対策地域協議会での連携や、地域で家族を支援していくためのあり方について学べるようにプログラムを構成しています。講義だけでなく、Gr.討議、市区町村と児相の合同発表による事例検討、自分たちの機関や事例をコンパクトに分かりやすく伝えるための演習等が組み込まれています。

平成 23 年度は、12 月に大分県、3 月に兵庫県で実施する予定です。7 月に予定しておりました青森県での実施は、東北地方が震災の影響を大きく受けたことから、中止とすることといたしました。

テーマ別研修

センターでは、テーマを絞ってより深く学ぶ研修を毎年 2 本実施しております。H23 年度は「法律の理解と法的対応 (5/17-18)」「ネグレクト (3/14-16)」の 2 つです。児童虐待対応やその後の支援において、支援者は児童虐待防止法や児童福祉法等を十分に理解しておくことが必須となっています。研修は、必要な法律について様々な角度から学ぶことができるプログラムとなっており、児童虐待に関連する法的対応の流れなどがぎゅっとなつてしまっています。また、ネグレクトは身体的虐待に比べて緊急性が低く見られがちですが、死亡事例につながる危険性もあり、そして心身への発達に及ぼす影響も甚大です。研修を通して、ネグレクトに関する基本的事項から子どもへの影響、ネグレクト家庭への支援などについて、講義や Gr.討議、事例検討を通して理解を深めます。

* 各機関に H23 年度研修概要 (冊子) をお届けしました。HP にも PDF でアップしておりますので、ご覧ください。(南山)

DV 件数、最多 ~ 2010 年は 33,852 件

3 月 10 日、警察庁による配偶者暴力 (DV) 件数の統計が発表されました。2010 年の DV 件数は 33,852 件、前年より 5,694 件増加し、配偶者暴力防止・被害者保護法 (DV 防止法) 施行後最多でした。被害者・加害者ともに 30 歳代が一番多く、被害者と加害者は婚姻関係にある傾向はここ 3 年で変わりませんでした。一方、被害者の性別は、女性が 97.6% と圧倒的に多いのですが、男性の割合が少しずつ増えています。DV 防止法は 2001 年 10 月に施行され、2007 年には第二次改正が行われました。この改正により、被害者の実情に見合った保護・救済措置がとられるようになりました。

センターでは、3 月 9-11 日まで「DV と子ども虐待」というテーマ別研修を行いました。研修では、DV と子ども虐待との関係について理解を深めるとともに、機関連携が大きなテーマとなりました。現状では、支援の窓口によってその後関わる支援機関も変わってくる等の課題があります。ゆえに、各機関の実情・役割をしっかりと認識しあい、どんな支援が子ども・家族にとって最適か、しっかりと検討することが必要です。(南山)

警察庁【ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について】

http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/h22_stdv.pdf



**ハーグ条約加盟検討中、アンケート結果は？
(国際的な子の奪取の民事面に関する条約)**

2009 年、アメリカ、フランス、カナダは、日本に対して、ハーグ条約 (正式名称: 国際的な子の奪取の民事面に関する条約) への締結を求める共同声明を出しています。

ハーグ条約とは、国際結婚で生まれた子どもの親権争いが起きた場合『子どもは元の居住国に戻す』というルールを定めたもので、現在 82 かが加盟、G8 の中で加盟していないのは日本とロシアのみです。2009 年、各国公使によると、日本人による連れ去りは、アメリカで 73 件、イギリスで 36 件、フランスで 26 件、カナダでも 33 件に達するとされていました。その後も加盟国は、度々日本のハーグ条約への加盟を要請しています。

外務省は昨年、ハーグ条約に関する検討作業の一環として、より実証的・網羅的な調査を行う必要があるとの観点から、ハーグ条約に関するアンケートを、当事者となった経験のある国民を対象に実施しました。アンケート内容は、子どもの連れ去りに関連した体験の有無やその事情、ハーグ条約の認識、締結への意見などを含めた全 5 問、匿名で回答が募集されました。

今年公表された結果によると回答は全 64 件、うち子どもを連れ帰った事案は 18 件、連れ去られた事案は 19 件でした。ハーグ条約を締結していない日本では、例えば外国人の母親が子どもを外国へ連れ帰ってしまったとしても、日本人の父親は泣き寝入りするケースが多くなります。逆にハーグ条約が締結すると、例えば外国在住の日本人母親が DV から逃れる為に子どもを連れて日本に帰っても、子どもを戻さなくてはなりません。アンケート結果では、締結賛成が 22 件、反対が 17 件と分かれていました。結果を受け、外務省は早期に結論を得るべく検討中としていますが、皆様はどう考えますか? (山辺)

外務省報告書

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/2/PDF/020201.pdf>



企画・編集室 (担当: 南山) お気づきの点は下記まで...

〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町 983 番地 子どもの虹情報研修センター

TEL 045-871-8011 FAX 045-871-8091 Email info@crc-japan.net